

○松本市感染症対策委員会設置要綱

平成18年1月6日

告示第6号

改正 平成21年3月31日告示第186号

(題名改称)

平成27年3月31日告示第115号

(題名改称)

令和3年3月24日告示第103号

令和5年8月26日告示第472号

(目的)

第1条 この要綱は、感染症(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条第1項に規定する感染症をいう。以下同じ。)の総合的な対策について、適正かつ円滑な推進を図るため、松本市感染症対策委員会(以下「委員会」という。)の設置及び運営について必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌するものとする。

- (1) 感染症の総合的な対策に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認めること。

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 保健医療関係団体の代表者
- (2) 関係行政機関の代表者
- (3) 関係教育機関の代表者
- (4) 学識経験者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

3 委員会に委員長1人を置き、委員の互選により定める。

4 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

5 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代理する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させ、事案について説明又は意見を求めることができる。

(部会)

第6条 委員会は、感染症に関する専門事項を調査、検討させるため、部会を設置することができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、健康福祉部保健所保健予防課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成18年1月6日から施行する。

附 則（平成21年3月31日告示第186号）

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月31日告示第115号）

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月24日告示第103号）

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和5年8月28日告示第472号）

この告示は、告示の日から施行する。